
資料編

目 次

1	関係機関の連絡先（第1編第3章2関係）	1
	【自衛隊】	1
	【指定公共機関】	1
	【指定地方公共機関】	2
	【県関係機関（部局）】	2
	【近隣市町村（県内）】	3
	【近隣市町村（県外）】	3
	【警察関係機関】	3
	【その他関係機関】	4
	【コミュニティセンター】	5
2	関係機関との協定一覧（第2編第1章2関係）	6
3	市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（第2編第2章1関係）	8
	(1) 国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料	8
	(2) 羽島市の状況（人口分布、主要な道路）	9
	(3) 消防機関のリスト	10
4	生活関連等施設の種類及び所管省庁（第2編第2章6関係）	11
5	市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（第3編第11章2関係）	12
6	消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（第3編第11章2関係）	24

1 関係機関の連絡先（第1編第3章2関係）

【自衛隊】

名 称	担当部署	所在地	電 話	F A X
陸上自衛隊	第35普通科連隊 第3科	名古屋市守山区守山 3-12-1	052-791-2191	052-791-2191
航空自衛隊	岐阜基地 第2補給処企画課	各務原市那加 官有無番地	058-382-1101	058-382-4899

【指定公共機関】

名 称	担当部署	所在地	電 話	F A X
日本赤十字社	岐阜県支部 事業推進課	岐阜市茜部中島 2-9	058-272-3561	058-274-6938
日本放送協会	岐阜放送局放送部	岐阜市京町 2-3	058-265-8051	058-262-1267
日本郵便 株式会社	総務部 リスク管理統括部	東京都千代田区 霞ヶ関 1-3-2	03-3504-9945	03-3580-5399
中日本高速道路 株式会社	保全サービス事業本部 企画統括チーム	名古屋市中区錦 2-18-19	052-222-3532	052-232-3739
西日本電信電話 株式会社	岐阜支店 設備部災害対策室	岐阜市八寺町 1-15	058-214-8417	058-262-1954
中部電力 パワーグリッド 株式会社	岐阜支社総務部 総務・広報グループ	岐阜市美江寺町 2-5	058-264-3331	058-264-3365
東邦瓦斯 株式会社	供給防災部防災センター 防災計画課	名古屋市熱田区 桜田町 19-18	052-872-9681	052-872-8402
東海旅客鉄道 株式会社	総務部総務課	名古屋市中村区名駅 1-1-4	052-564-2619	052-587-1395
名古屋鉄道 株式会社	西部支配人室 運転担当	岐阜市吉野町 3-1	058-262-0337	058-263-5691
中京テレビ放送 株式会社	報道局	名古屋市中村区 平池町 4-60-11	—	—
中部日本放送 株式会社	報道局	名古屋市中区新栄 1-2-8	052-259-1366	052-259-1368
東海テレビ放送 株式会社	報道局	名古屋市東区東桜 1-14-27	052-954-1172	052-971-8630
名古屋テレビ放送 株式会社	報道局	名古屋市中区橋 2-10-1	052-322-7133	052-331-1186
東海ラジオ放送 株式会社	報道制作局報道部	名古屋市東区東桜 1-14-27	052-951-2647	052-951-2539

【指定地方公共機関】

名 称	担当部署	所在地	電 話	F A X
一般社団法人 岐阜県エルピーガス協会	事務課	岐阜市藪田南 5-11-11	058-274-7131	058-274-8990
公益社団法人 岐阜県バス協会	事務局	岐阜市日置江 2648-2	058-279-3700	058-279-3709
一般社団法人 岐阜県トラック協会	総務課	岐阜市日置江 2648-2	058-279-3771	058-279-3773
株式会社 岐阜放送	報道部	岐阜市橋本町 2-52 岐阜シティ・タワー 43 4F	058-264-1181	058-262-7192
株式会社 エフエム岐阜	放送部	大垣市小野 4-35-10-302	0584-83-0180	0584-83-0189
一般社団法人 岐阜県医師会	事務局	岐阜市藪田南 3-5-11	058-274-1111	058-271-1651
公益社団法人 岐阜県歯科医師会	事務局	岐阜市加納城東通 1-18	058-274-6116	058-276-1722
一般社団法人 岐阜県病院協会	事務局	岐阜市藪田南 5-14-12	058-215-0241	058-215-0242
公益社団法人 岐阜県看護協会	事務局	岐阜市藪田南 5-14-53	058-277-1008	058-275-5300
一般社団法人 岐阜県薬剤師会	事務局	岐阜市上太田町 1-15	058-264-0100	058-266-4797

【県関係機関（部局）】

名 称	所在地	電 話	F A X
危機管理政策課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1111	058-272-4119
防災課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1111	058-272-4119
消防課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1111	058-272-4119
岐阜土木事務所	岐阜市藪田南 5-14-53	058-214-9525	058-278-0052
岐阜保健所	各務原市那加不動丘 1-1	058-380-3001	058-371-1233
岐阜県立看護大学	羽島市江吉良町 3047-1	058-397-2300	058-397-2302
岐阜県立羽島高等学校	羽島市竹鼻町梅ヶ枝町 200-2	058-392-2500	058-391-7863

【近隣市町村（県内）】

名 称	担当部署	所在地	電 話	F A X
岐阜市	都市防災政策課	岐阜市司町 40-1	058-265-4141	058-265-3857
大垣市	危機管理室・防災政策グループ	大垣市丸の内 2-29	0584-81-4111	0584-81-4460
海津市	総務課	海津市海津町高須 515	0584-53-1111	0584-53-2170
笠松町	総務課	羽島郡笠松町司町 1	058-388-1111	058-387-5816
輪之内町	危機管理課	安八郡輪之内町四郷 2530-1	0584-69-3111	0584-69-3119
安八町	総務課	安八郡安八町氷取 161	0584-64-3111	0584-64-5014

【近隣市町村（県外）】

名 称	担当部署	所在地	電 話	F A X
一宮市	危機管理課	一宮市本町 2-5-6	0586-28-8100	0586-73-9212
稲沢市	危機管理課	稲沢市稲府町 1	0587-32-1111	0587-23-1489

【警察関係機関】

名 称	所在地	電 話
岐阜羽島警察署	岐阜市柳津町梅松 3-108	058-387-0110

【その他関係機関】

名 称	所在地	電 話
岐阜新聞社羽島支局	羽島市正木町須賀赤松 284	058-391-3352
中日新聞社羽島通信部	羽島市福寿町平方 213-1	058-398-5445
朝日新聞社岐阜支局	岐阜市司町 31	058-263-4125
毎日新聞社岐阜支局	岐阜市美江寺 1-12	058-265-5533
読売新聞社岐阜支局	岐阜市加納新本町 3-1	058-275-4166
共同通信社岐阜支局	岐阜市今小町 10	058-262-0316
東海旅客鉄道(株)岐阜羽島駅	羽島市福寿町平方 645-1	058-391-5500
名古屋鉄道(株)羽島市役所前駅	羽島市竹鼻町 758-2	058-394-0153
日本郵便(株)羽島郵便局	羽島市竹鼻町日吉町 125-1	058-391-2921
羽島市民病院	羽島市新生町 3-246	058-393-0111
中日本高速道路(株)羽島保全・サービスセンター	羽島市江吉良町 2578-1	058-398-3361
日本赤十字社岐阜県支部羽島市地区	羽島市竹鼻町 55	058-392-1111
羽島用水土地改良区	羽島郡笠松町新町 42	058-388-2626
木曽川右岸地帯水防事務組合	羽島郡笠松町新町 42	058-387-2022
ぎふ農業協同組合	岐阜市司町 37	058-265-3521
羽島市商工会議所	羽島市竹鼻町 2635	058-392-9664
羽島市医師会	羽島市江吉良町 1997-1	058-393-4665
羽島市土木組合	羽島市堀津町 382	058-398-5137
羽島市上下水道工事指定店組合	羽島市足近町直道 578	058-392-3588
岐阜県石油商業組合羽島支部	羽島市竹鼻町狐穴 3523-2	058-391-2945
岐阜県エルピーガス協会羽島支部	羽島市新生町 1-15	058-392-1231
羽島市社会福祉協議会	羽島市福寿町浅平 3-25	058-391-0631
(財)日本中毒情報センター	茨城県つくば市天久保 1-1-1	029-856-3566

【コミュニティセンター】

名 称	所在地	電 話
足近コミュニティセンター	足近町 7-66-1	058-391-3309
小熊コミュニティセンター	小熊町 3-397-2	058-391-3096
正木コミュニティセンター	正木町坂丸 4-54-2	058-392-6665
竹鼻コミュニティセンター	竹鼻町 730	058-391-3165
竹鼻南コミュニティセンター	竹鼻町飯柄 1324	058-392-9654
福寿コミュニティセンター	福寿町本郷 909-2	058-391-2267
江吉良コミュニティセンター	江吉良町 558	058-391-2314
堀津コミュニティセンター	堀津町 593-1	058-398-2331
上中コミュニティセンター	上中町沖 1690	058-398-2327
下中コミュニティセンター	下中町城屋敷 318-1	058-398-3204
はしまコミュニティセンター	下中町城屋敷 318-1	058-398-3204
桑原コミュニティセンター	桑原町大須 2-70	058-398-8100

2 関係機関との協定一覧（第2編第1章2関係）

※地域防災計画に記載の防災関係の協定

分類	協定先	協定内容	締結年月日
行政・公的機関	京都府向日市	災害時の相互援助	平成 28 年 11 月 29 日
	奈良県桜井市	災害時の相互援助	平成 8 年 4 月 19 日
	三重県鈴鹿市	災害時の相互援助	平成 19 年 11 月 29 日
	福井県南越前町	災害時の相互援助	平成 23 年 7 月 2 日
	茨城県守谷市	災害時の相互援助	平成 26 年 9 月 1 日
	長野県須坂市	災害時の相互援助	平成 26 年 10 月 31 日
	大阪府阪南市	災害時の相互援助	平成 28 年 4 月 15 日
	山形県村山市	災害時の相互援助	平成 28 年 4 月 20 日
	岐阜市、各務原市、山口市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	岐阜圏域における越境避難	平成 28 年 2 月 18 日
	岐阜県、市長会、町村町会	県及び市町村の災害時相互応援	平成 30 年 3 月 26 日
	岐阜県、市長会、町村町会、消防長会	広域消防の相互応援	平成 10 年 4 月 1 日
	岐阜県立看護大学	災害時等の大学開放	平成 14 年 2 月 8 日
	岐阜県立羽島高校	非常変災時の学校開放	平成 26 年 1 月 14 日
	岐阜県立羽島特別支援学校	非常変災時の学校開放	平成 28 年 11 月 29 日
	国土交通省国土地理院	地理空間情報の活用	平成 24 年 11 月 13 日
	国土交通省中部地方整備局	災害時の情報交換	平成 23 年 3 月 22 日
応急・復旧活動（ライフライン等）	中部電力パワーグリッド(株)各務原営業所	電力復旧拠点設置の協力	平成 28 年 2 月 23 日
	(一社)中部電気保安協会岐阜支店	災害時の電気の保安	平成 24 年 11 月 12 日
	岐阜県石油商業組合	災害時における被災者支援【県協定】	平成 17 年 9 月 27 日
	岐阜県石油商業組合羽島支部	保有燃料の確保、運搬	平成 13 年 11 月 26 日
	(社)岐阜県エルピーガス協会羽島支部	災害時における熱源確保	平成 13 年 11 月 26 日
	岐阜県	水道災害時の相互応援	平成 9 年 4 月 1 日
	岐阜市、岐南町、笠松町	上水道相互連絡管設置	平成 19 年 3 月 29 日
	海津市	上水道相互連絡管設置	平成 20 年 5 月 27 日
	羽島市上下水道工事指定店組合	災害時における応急給水、上下水道施設応急復旧等	平成 13 年 11 月 26 日
	羽島市土木組合、羽島市建築工業会、羽島市緑地建設業協会	施設の応急復旧、機械器具及び操作員の確保	平成 13 年 6 月 18 日
	岐阜県自動車整備振興会岐阜南ブロック羽島支部	応急対策資機材の貸出し	平成 28 年 5 月 28 日
	(社)岐阜県測量設計業協会岐阜地区協議会	被害状況調査の応援協力	平成 21 年 4 月 30 日
	(公社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時の応援業務	平成 19 年 2 月 5 日

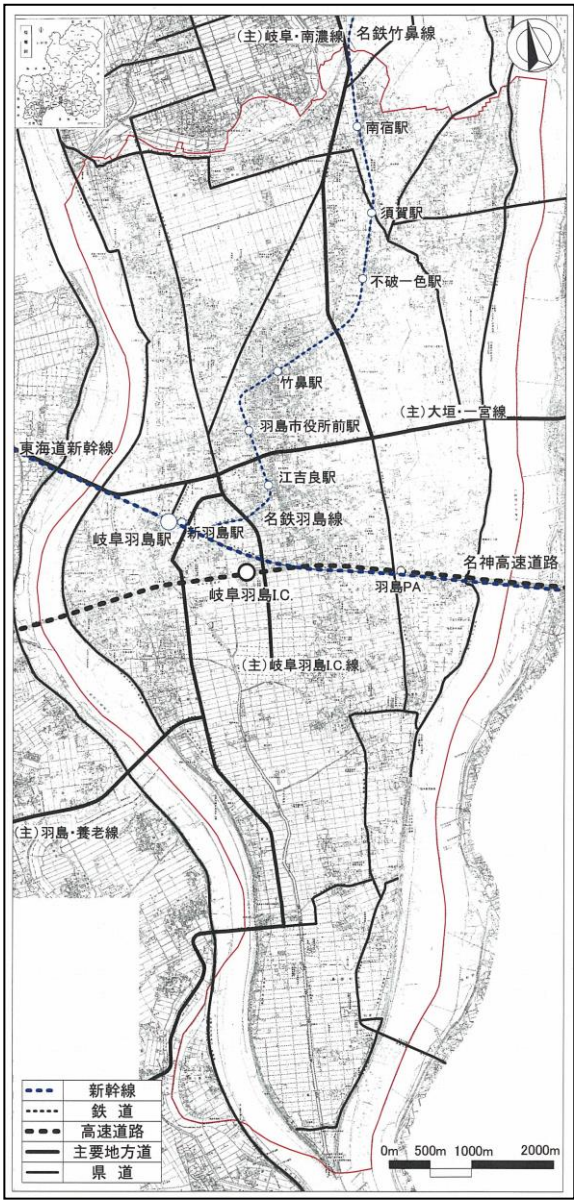
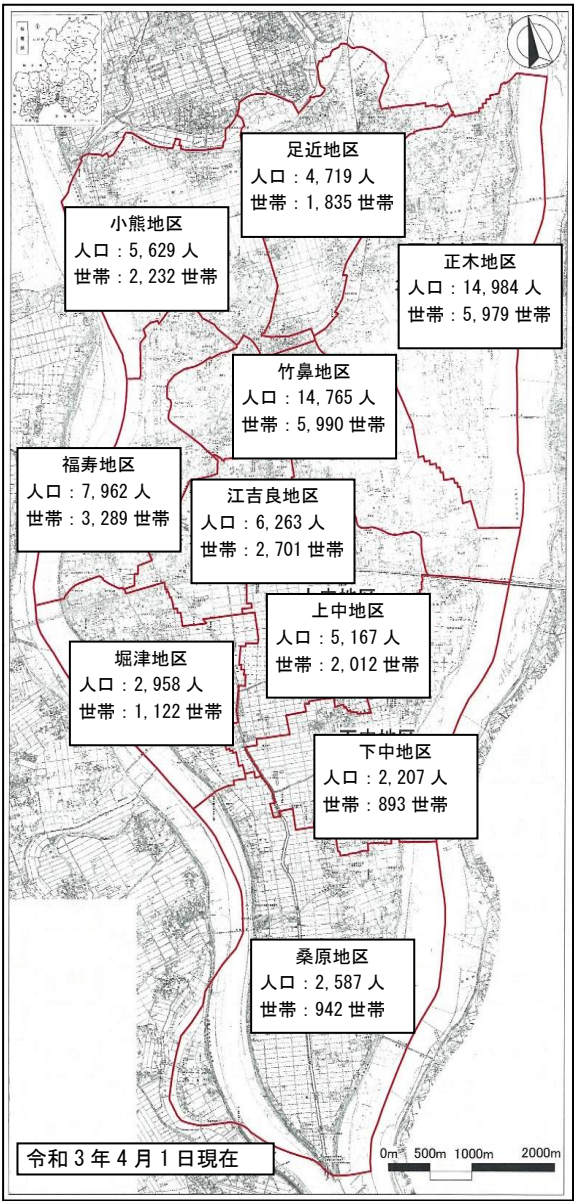
	日本下水道事業団	災害支援	平成 29 年 7 月 13 日
	西日本電信電話（株）岐阜支店	特設公衆電話の設置	平成 30 年 12 月 25 日
	亀重ダンボール（株）	災害時のダンボール製簡易ベッド等調達に関する協定	令和 2 年 7 月 1 日
	岐阜県テントシート工業組合	災害時のテント・シート類などを物資調達に関する協定	令和 2 年 7 月 17 日
	（公社）岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時の家屋被害認定調査に関する協力協定	令和 2 年 10 月 28 日
医療・救護	羽島市医師会	医療（助産）救護	平成 16 年 8 月 2 日
	羽島歯科医師会	歯科医療救護	平成 20 年 8 月 19 日
	羽島薬剤師会	医療救護活動等	平成 24 年 5 月 1 日
	日興製薬（株）	災害時の医療用物資の調達に関する協定	令和 2 年 7 月 16 日
水・食糧・生活物資	羽島用水土地改良区	災害時における井戸の使用	平成 24 年 3 月 16 日
	ぎふ農業協同組合	応急生活物資・保有商品の優先供給、運搬	平成 20 年 10 月 20 日
	（株）パロー	生活必需物資等の提供	平成 19 年 10 月 12 日
	コストコホールセールジャパン（株）	生活必需物資等の提供	平成 27 年 11 月 19 日
	（株）トーカイ	災害時における生活必需物資調達	平成 28 年 10 月 31 日
	Rサプライ（株）	災害時における生活必需物資調達	平成 29 年 11 月 11 日
	（株）ヒロコーポレーション	災害時における生活必需物資調達	平成 30 年 5 月 30 日
	生活協同組合コープぎふ	災害時における生活必需物資調達	平成 30 年 9 月 18 日
情報	シーシーエヌ（株）	災害時の放送	平成 17 年 12 月 26 日
	ヤフー株式会社	災害にかかわる情報発信等に関する協定	令和 2 年 6 月 1 日
	バカン株式会社	災害時における避難施設の情報提供に関する協定	令和 3 年 3 月 8 日
その他	（公財）羽島市地域振興公社	非常災害時の物資及び避難者の受入れ	平成 18 年 2 月 17 日
	各コミュニティセンター協議会	非常災害時の避難者の受入れ	平成 31 年 3 月 26 日
	（株）技研サービス	非常災害時の物資及び避難者の受入れ	平成 31 年 3 月 29 日
	（社福）はしま、万灯会、伝心会、豊寿会	災害時の福祉避難所	平成 23 年 3 月 30 日
	（社福）サンビジョン	災害時の福祉避難所	平成 31 年 4 月 1 日
	（社福）岐阜羽島ボランティア協会、（特非営利）岐阜羽島ボランティア協会	災害時の福祉避難所	平成 27 年 6 月 1 日
	（社福）はしま	災害時の福祉避難所	平成 27 年 11 月 13 日
	5 日で 5 0 0 0 枚の約束。プロジェクト実行委員会	災害時の量の提供	平成 28 年 8 月 2 日
	羽島市内郵便局	災害支援協力	平成 30 年 1 月 16 日
	コンビニエンスストア各社	災害時における徒歩帰宅者支援【県協定】	平成 17 年 11 月 25 日

3 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（第2編第2章1関係）

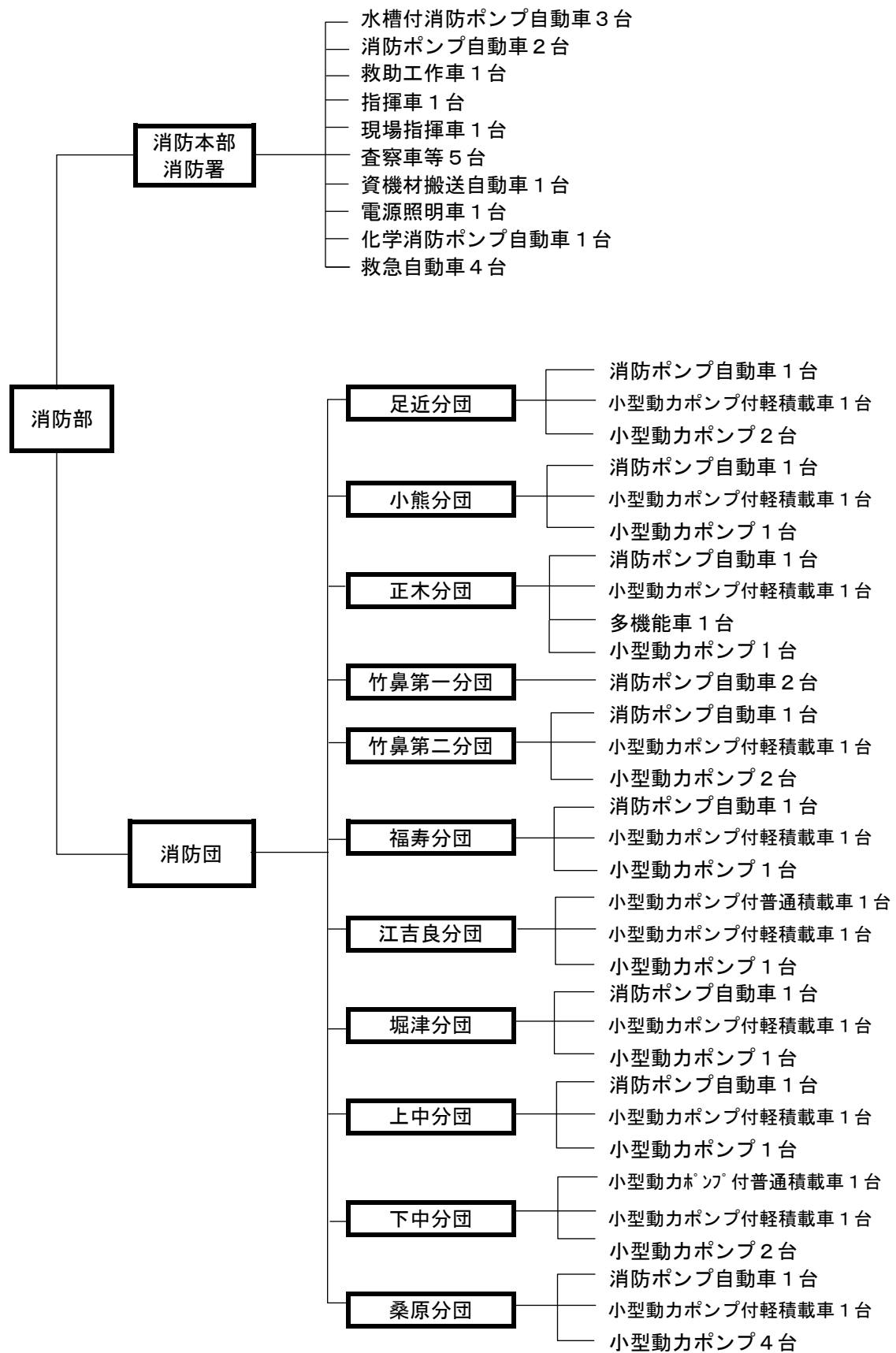
(1) 国民保護対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市（町村）道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数等のデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者リスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市（町村）対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 羽島市避難行動要支援者名簿

(2) 羽島市の状況（人口分布、主要な道路）



(3) 消防機関のリスト



4 生活関連等施設の種類及び所管省庁（第2編第2章6関係）

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒薬	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

5 市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（第3編第11章2関係）

羽島市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、羽島市の武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義及び様式）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊標章 国民保護法第158条第1項の特殊標章をいい、区分等は別紙で定める。
- (2) 身分証明書 国民保護法第158条第1項の身分証明書をいい、様式は別図で定める。
- (3) 特殊標章等 特殊標章及び身分証明書をいう。

（対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等に際して、次の各号に掲げる者について、国民保護法第16条の規定に基づき市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）のうち国民保護措置に係る職務を行う者

- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(手続)

第4条 市長は、前条第1号から第3号までに掲げる者について、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記第1号様式。以下「台帳」という。）に登録するものとする。

- 2 市長は、前条第4号及び第5号に掲げる者について、当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記第2号様式）による申請があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは、台帳に登録するものとする。
- 3 市長は、台帳に登録された者に対し、特殊標章等を交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、平時において、台帳に登録された第3条第1号から第3号までに掲げる者について、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、必要と認めるものに対し、特殊標章のうち腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、武力攻撃事態等に際して、台帳に登録された第3条第1号から第3号までに掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第4号及び第5号に掲げる者に対し、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに特殊標章のうち旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき腕章等を貸与する場合、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、第3条第4号及び第5号に掲げる者からの申請を待ついとまがないと認めるとき又は第4条第1項及び第2項の登録を行ういとまがないと認めるときは、当該申請を待つことなく又は登録を行うことなく特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

3 前項の返納を求められた者は、速やかに特殊標章を返納しなければならない。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記第3号様式)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記第4号様式)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交

付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 市長が第10条第1項の規定により交付した身分証明書の有効期間は、交付された者が第3条第1号から第3号までに掲げる身分を失ったときまでとする。

2 市長が第10条第2項の規定により交付した身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、第3条各号に掲げる身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必

要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

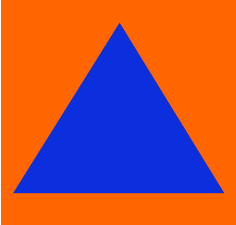
第19条 羽島市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、市長室危機管理課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

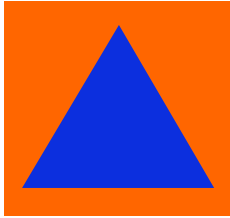
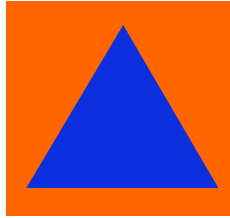
この要綱は、令和3年8月6日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：羽島市1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展帳、掲揚並びに表示又は船舶に掲揚並びに表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表 面

	羽島市長 The Mayor of Hashima	
<u>身 分 証 明 書</u> <u>IDENTITY CARD</u>		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名／Name _____		
生年月日／Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。		
The holder this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日／Date of issue _____		
証明書番号／No. of card _____		
許可権者の署名／Signature of issuing authority		
有効期間の満了の日／Date of expiry _____		

裏 面

身長／Height -----cm	眼の色／Eyes -----	頭髪の色／Hair -----
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or Information 血液型／Blood type ----- ----- -----		
所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 7（横 74mm、縦 105mm）とする。

第1号様式 (第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏 名 (漢 字)	氏 名 (ローマ字)	生年月日	資 格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の 色	頭髪 の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
例 1	国民 保護	HOGO KOKUMIN	1975/10/25	羽島市職員	2017/11/23	2019/11/22	175	茶	黒	O (Rh+)		帽子、衣服用		危機管理課
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														

第2号様式（4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

羽島市長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____ (ローマ字) _____	生年月日（西暦） _____年 ____月 ____日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____	
電話番号： _____	写 真 縦4×横3 cm
E-mail： _____	
識別のための情報 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh 因子 _____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等

※許可権者使用欄

資 格： _____
証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____
有効期間の満了日： _____
返納日： _____

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

第3号様式（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
羽島市長 殿	
申 請 者 住 所 _____ 電 話 _____ 氏 名 _____ (印)	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

第4号様式（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

羽島市長 殿 申 請 者 住 所 _____ 電 話 _____ 氏 名 _____ (印)	年 月 日
1 旧身分証明書番号 2 理由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

6 消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（第3編第11章2関係）

羽島市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、羽島市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義及び様式）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊標章 国民保護法第158条第1項の特殊標章をいい、区分等は別紙で定める。
- (2) 身分証明書 国民保護法第158条第1項の身分証明書をいい、様式は別図で定める。
- (3) 特殊標章等 特殊標章及び身分証明書をいう。

（対象者）

第3条 消防長は、武力攻撃事態等に際して、次の各号に掲げる者について、国民保護法第16条の規定に基づき消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 消防長の所轄の消防職員のうち国民保護措置に係る職務を行う者

- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者について、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記第1号様式。以下「台帳」という。）に登録するものとする。

- 2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者について、当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記第2号様式）による申請があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは、台帳に登録するものとする。
- 3 消防長は、台帳に登録された者に対し、特殊標章等を交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 消防長は、平時において、台帳に登録された第3条第1号に掲げる者について、特殊標章のうち腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 消防長は、武力攻撃事態等に際して、台帳に登録された第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに特殊標章のうち旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 消防長は、前項の規定に基づき腕章等を貸与する場合、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、第3条第2号及び第3

号に掲げる者からの申請を待ついとまがないと認めるとき又は第4条第1項及び第2項の登録を行ういとまがないと認めるときは、当該申請を待つことなく又は登録を行うことなく特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長が必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

3 前項の返納を求められた者は、速やかに特殊標章を返納しなければならない。

(特殊標章の再交付)

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記第3号様式）により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記第4号様式）により速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるもの

とする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受

けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 消防長が第10条第1項の規定により交付した身分証明書の有効期間は、交付された者が第3条第1号の身分を失ったときまでとする。

2 消防長が第10条第2項の規定により交付した身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、第3条各号に掲げる身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

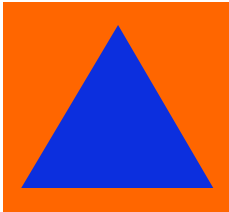
第19条 羽島市消防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、羽島消防署が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

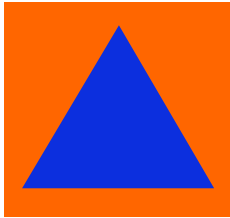
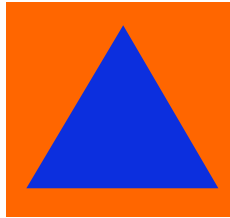
この要綱は、令和3年8月6日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：羽島市消防本部1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展帳、掲揚並びに表示又は船舶に掲揚並びに表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表 面

	消 防 長	
<u>身 分 証 明 書</u> <u>IDENTITY CARD</u>		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名／Name		
生年月日／Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 		
交付等の年月日／Date of issue		
証明書番号／No. of card		
許可権者の署名／Signature of issuing authority		
有効期間の満了の日／Date of expiry		

裏 面

身長／Height cm	眼の色／Eyes 	頭髪の色／Hair
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or Information 血液型／Blood type		
所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 7（横 74mm、縦 105mm）とする。

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

[illegible]

第2号様式（4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

消防長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____ (ローマ字) _____	生年月日（西暦） _____年 ____月 ____日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail： _____	
写 真 縦4×横3cm	
識別のための情報 身 長： _____cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh 因子 _____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 _____ _____ _____
--

(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3号様式（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

消 防 長 殿 申 請 者 住 所 _____（電話 _____） 氏 名 _____ 印 _____	年 月 日
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

第4号様式（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日 消 防 長 殿 申 請 者 住 所 _____（電話 _____） 氏 名 _____ 印 _____	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項 	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。